

施策名【住宅】

章	節	施策	主要施策	事務事業コード	事業数	事務事業	管理方法	補助金	補助金等名称	課	係	備考	
2.地域の特徴を生かしたつながりあるまちづくり	1.地域の特徴を生かしたまちづくり	4.住宅	(1) 公営住宅の整備と管理	2141-1	1	市営住宅整備事業	通常			建築住宅課	建築係		
				2141-2	2	市営住宅管理事業	通常			建築住宅課	住宅係		
				2141-3	3	臼田市営住宅管理事業	簡易			臼田支所	経済建設環境係		
				2141-4	4	浅科市営住宅管理事業	簡易			浅科支所	経済建設環境係		
				2141-5	5	望月市営住宅管理事業	簡易			望月支所	経済建設環境係		
			(2) 空き家対策の推進	2142-1	6	無居住家屋等対策推進事業	通常	1	空き家再生等推進事業補助金(活用事業)		建築住宅課	住宅係	
								2	空き家再生等推進事業補助金(除却事業)		建築住宅課	住宅係	
								3	無接道敷地空家等除却事業補助金		建築住宅課	住宅係	
			(3) 良好な住環境空間の形成	2143-1	7	建築確認指導事業	通常				建築住宅課	建築係	
				2143-2	8	住環境整備支援事業	通常	4	住宅・建築物アスベスト改修事業費補助金(調査)		建築住宅課	建築係	
								5	住宅・建築物アスベスト改修事業費補助金(除去)		建築住宅課	建築係	
								6	災害危険住宅移転事業補助金		建築住宅課	建築係	
								7	特定住宅リフォーム補助金(耐震改修促進リフォーム)		建築住宅課	建築係	
			(4) 耐震改修の促進	2144-1	9	とうかい防止事業	通常	8	個人住宅耐震補強工事費等補助金(耐震改修工事)		建築住宅課	建築係	
								9	個人住宅耐震補強工事費等補助金(ブロック塀等撤去事業)		建築住宅課	建築係	

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	空き家再生等推進事業補助金(活用事業)		
事務事業名称	無居住家屋等対策推進事業	事務事業コード	2142-1
所管	建設	部	建築住宅 課 住宅 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)	種別	-	
根拠法令等名称	佐久市空き家再生等推進事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 26 年度 (経過年数 10 年)	終期設定	(有) <input checked="" type="checkbox"/> (無)	終期 令和 年度
目的	活力ある地域づくり及び居住環境の整備改善を図るため、市内にある空き家住宅若しくは空き建築物を改修して地域のために活用しようとする者に対して補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	◇対象経費: 市内にある空き家を事業者が改修(リフォーム)を行い、建物を地域のコミュニティーの場として整備し、地域住民参加型の施設とする場合の施設整備費◇補助率: 2/3◇補助割合: 国1/2、市1/2◇上限額: 240万円			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人			
指標設定	設定の考え方	市内の空き家等を活用するため、施設整備、除却等を実施した件数		目標値 1件
	指標が数値でない場合の評価方法	-		

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数		0 件	0 件	
決算額(予算額)		0 円	0 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	0 円	0 円	0 円
指標	目標値 (単位)	1 件	1 件	1 件
	実績値 (単位)	0 件	0 件	
	達成率	0.0 %	0.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・実績がなく、行政目的を達成するための手段として、妥当性に疑問があるが、活力ある地域づくり及び居住環境の整備改善を図るため、事業を推進する必要がある。 ・達成率が0%であり、有効性については評価できない。
	有効性	-		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、令和6年度は現行どおり継続する。 ・国の空き家対策総合支援事業における補助要件拡充に合わせて見直しを行う。 ・広報活動を継続する中で補助制度を認知してもらい、利用の促進を図る。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	空き家再生等推進事業補助金(除却事業)		
事務事業名称	無居住家屋等対策推進事業	事務事業コード	2142-1
所管	建設	部	建築住宅課 住宅係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)	種別	-	
根拠法令等名称	佐久市空き家再生等推進事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 26 年度 (経過年数 10 年)	終期設定	(有・ 無)	終期 令和 年度
目的	活力ある地域づくり及び居住環境の整備改善を図るため、市内にある老朽化した危険な空き家住宅を除却して地域のために活用しようとする者に対して補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	◇対象経費:住宅密集地にある危険な廃屋(住宅に限る)を事業者が除却し、跡地を地域のコミュニティーの場として整備し、維持管理を事業者が行う場合の除却費用と施設整備費◇補助率:4/5◇補助割合:国1/2、市1/2◇上限額:240万円			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人			
名称(個人は除く)		-		
指標設定	設定の考え方	市内の空き家等を活用するため、施設整備、除却等を実施した件数	目標値	1件
	指標が数値でない場合の評価方法	-		

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数		0 件	0 件	
決算額(予算額)		0 円	0 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	0 円	0 円	0 円
指標	目標値 (単位)	1 件	1 件	1 件
	実績値 (単位)	0 件	0 件	
	達成率	0.0 %	0.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・実績がなく、行政目的を達成するための手段として、妥当性に疑問があるが、活力ある地域づくり及び居住環境の整備改善を図るため、事業を推進する必要がある。 ・達成率が0%であり、有効性については評価できない。
	有効性	-		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、令和6年度は現行どおり継続する。 ・国の空き家対策総合支援事業における補助要件拡充に合わせて見直しを行う。 ・広報活動を継続する中で補助制度を認知してもらい、利用の促進を図る。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	無接道敷地空家等除却事業補助金		
事務事業名称	無居住家屋等対策推進事業	事務事業コード	2142-1
所管	建設	部	建築住宅課 住宅係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市無接道敷地空家等除却事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	令和 5 年度 (経過年数 2 年)	終期設定	(有)・無	終期 令和 7 年度
目的	市民の安全・安心の確保並びに住環境の向上を図るため、無接道敷地に立地し再建築ができない空き家を、取得及び除却する隣接地の所有者に対して補助金を交付し、特定空家等の発生を予防する。			
制度概要(補助)	◇対象経費:無接道敷地に建つ空き家を隣接地所有者が取得し及び除却する際の解体工事に要する費用◇補助率:1/4◇補助割合:市10/10◇上限額:50万円			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体		<input checked="" type="checkbox"/> 個人	
名称(個人は除く)		法人		
指標設定	設定の考え方	補助金の交付による、無接道敷地空家等除却工事の実施件数。		目標値 1件
	指標が数値でない場合の評価方法	-		

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
交付件数	0 件	0 件		
決算額(予算額)	0 円	0 円	500,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	
	一般財源	0 円	500,000 円	
指標	目標値 (単位)	2 件	2 件	1 件
	実績値 (単位)	0 件	0 件	
	達成率	0.0 %	0.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	交付申請前に、交付対象となるか判定する事前審査に1件申請		-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・市民の安全・安心の確保並びに住環境の向上を図るため、事業を推進する必要がある。 ・達成率が0%であり、有効性については評価できない。
	有効性	-		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・行政目的を達成するための施策の一つとして、令和7年度は現行どおり継続する。 ・交付実績はないものの、令和5年度には、交付対象を判定する事前審査1件の申請があった。 ・広報活動を通じて補助制度の認知を広げ、利用の促進を図る。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

--

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	住宅・建築物アスベスト改修事業費補助金(調査)			
事務事業名称	住環境整備支援事業	事務事業コード	2143-2	
所管	建設	部	建築住宅	課
			建築	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	-	
根拠法令等名称	佐久市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 22 年度 (経過年数 15 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 - 年度
目的	アスベストの飛散による市民の健康被害を防止するため、建物所有者等が行うアスベスト分析調査事業に対して補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	◇対象経費:アスベストを含有するおそれのある吹付け建材が使用されている建築物に係るアスベスト分析調査事業の実施に要する経費◇補助率:10/10◇補助割合:国10/10◇上限額:25万円/棟			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体		<input checked="" type="checkbox"/> 個人	
	名称(個人は除く)	法人		
指標設定	設定の考え方	補助金を活用し、アスベスト分析調査を実施した件数	目標値	2件
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
交付件数	0 件	1 件		
決算額(予算額)	0 円	99,000 円	500,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	99,000 円	500,000 円
	一般財源	0 円	0 円	0 円
指標	目標値 (単位)	4 件	2 件	2 件
	実績値 (単位)	0 件	1 件	
	達成率	0.0 %	50.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	・実績は少ないものの、アスベストによる健康被害の要因となり得る建築物が市内にあり、吹付けアスベストの調査、除去には多額の費用がかかることから、補助金を継続して除去等の対策を推進する必要がある。 ・目標値には達しないが、継続的な広報によりアスベストの危険性の認知と所有する建築物にアスベストの含有が疑われる吹付け建材がないか確認する契機となっている。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、当面の間、現行どおり継続する。 ・広報活動を継続する中で、アスベストの飛散による健康被害や補助制度を認知してもらい、利用の促進を図る。 ・国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて、見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	-
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	-
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	-
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	-
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	-
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	-
※確認欄 ○：適合、×：不適合、-：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	住宅・建築物アスベスト改修事業費補助金(除去)			
事務事業名称	住環境整備支援事業	事務事業コード	2143-2	
所管	建設	部	建築住宅	課 建築 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	-		
根拠法令等名称	佐久市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付要綱		法令種別	要綱	
始期	平成 22 年度 (経過年数 15 年)	終期設定	(有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>)	終期 令和 - 年度	
目的	アスベストの飛散による市民の健康被害を防止するため、建物所有者等が行う吹付けアスベスト等除去事業に対して補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	◇対象経費:多数の者が利用する建築物の共用部分において吹付けアスベスト等が露出しているものに係る吹付けアスベスト等除去事業の実施に要する経費◇補助率:対象経費の2/3◇補助割合:国1/2、県1/4、市1/4◇上限額:800万円かつ22千円/㎡				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人				
指標設定	設定の考え方	要望があった場合、国庫補助事業化を進め、吹付けアスベスト除去の推進に寄与したか。		目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法	相談対応を行い、補助対象となる場合国県費に係る要望を行う。これにより次年度以降の補助事業化を進め、除去事業の推進に寄与したかを評価。			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数		0 件	0 件	
決算額(予算額)		0 円	0 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	0 円	0 円	0 円
指標	目標値 (単位)	1 件	1 件	1 件
	実績値 (単位)	0 件	0 件	
	達成率	0.0 %	0.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	※目標値:補助金を活用し、吹付けアスベスト等の除去を実施した件数	※目標値:補助金を活用し、吹付けアスベスト等の除去を実施した件数	※目標値:補助金を活用し、吹付けアスベスト等の除去を実施した件数

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	・実績がなく、行政目的を達成するための手段として、妥当性に疑問があるが、アスベストによる健康被害の要因となり得る建築物が市内に存在することが見込まれ、吹付けアスベストの除去には多額の費用がかかることから、補助制度を継続し除去等の対策を推進する必要がある。 ・本件については実績がないものの、前段の調査事業は令和2年度申請があった。補助及び広報の継続でアスベストの危険性の認知と所有物件にアスベスト含有が疑われる吹付け建材がないか確認する契機となっている。
	有効性	-		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、当面の間、現行どおり継続する。 ・広報活動を継続する中で、補助制度を認知してもらい、相談対応と除去事業の要望があった際は、国県へ要望し事業の実施を図る。 ・国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて、見直しを行う。

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	災害危険住宅移転事業補助金			
事務事業名称	住環境整備支援事業	事務事業コード	2143-2	
所管	建設	部	建築住宅	課 建築 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)	種別	-	
根拠法令等名称	佐久市災害危険住宅移転事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 19 年度 (経過年数 18 年)	終期設定	(有 <input type="radio"/> 無 <input 4"="" checked="" type="radio/>)</td> <td>終期 令和 - 年度</td> </tr> <tr> <td>目的</td> <td colspan="/> 市民の生命の安全を確保するため、土砂災害のおそれのある区域から、住宅の除却等をして移転する者に対して補助金を交付する。	
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	①除却等事業◇対象経費:土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内等にある住宅の除却に要する経費◇補助割合:国1/2、県1/4、市1/4◇上限額:97.5万円 ②住宅建設事業◇対象経費:レッドゾーン内等にある住宅の除却等をして移転する者が、既存住宅に代わる住宅の建設や購入に要する資金を金融機関から借り入れた場合の借入金利子に相当する経費◇補助割合:国1/2、県1/4、市1/4◇上限額:住宅325万円、土地96万円			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	<input type="checkbox"/> 不特定団体		<input checked="" type="checkbox"/> 個人	
指標設定	設定の考え方	要望があった場合、国庫補助事業化を進め、移転等の推進に寄与したか。		目標値 -
	指標が数値でない場合の評価方法	相談対応を行い、補助対象となる場合、国県費に係る要望を行う。これにより次年度以降の補助事業化を進め、除去事業の推進に寄与したかを評価。		

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
交付件数	0 件	0 件		
決算額(予算額)	0 円	0 円	0 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	0 円	0 円	0 円
指標	目標値 (単位)	1 件	1 件	1 件
	実績値 (単位)	0 件	0 件	
	達成率	0.0 %	0.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	※目標値:補助金を活用し、土砂災害特別警戒区域から住宅を移転した件数	※目標値:補助金を活用し、土砂災害特別警戒区域から住宅を移転した件数	※目標値:補助金を活用し、土砂災害特別警戒区域から住宅を移転した件数

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・実績は少ないものの、土砂災害特別警戒区域内の住宅に住む市民がおり、住宅の移転には多額の費用がかかることから、補助金を継続し移転を促す必要がある。 ・補助事業の継続と広報が危険性の認知と移転検討の契機となっている。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、当面の間、現行どおり継続する。 ・広報活動を継続する中で、災害危険住宅移転事業の補助制度を認知してもらい、利用の促進を図る。 ・国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて、見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	-
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	-
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	-
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	-
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	-
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	-

※確認欄 ○：適合、×：不適合、-：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	特定住宅リフォーム補助金(耐震改修促進リフォーム)			
事務事業名称	住環境整備支援事業	事務事業コード	2143-2	
所管	建設	部	建築住宅	課 建築 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)	
根拠法令等名称	佐久市木造住宅耐震補強事業補助金の交付等に関する要綱		法令種別	要綱
始期	平成 24 年度 (経過年数 13 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 7 年度
目的	地震に対する建築物の安全性の向上を図ることにより災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的に、個人住宅耐震補強工事費等補助金(耐震補強工事)と合わせて補助金を交付することで耐震化を促進する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	◇対象経費:耐震診断事業実施要綱の規定による耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の建築物について耐震性を確保するための耐震補強工事に付随して行われる室内外の統一的な美観維持のための改修工事に対する費用について市単独で補助を行うもの◇補助率:1/2◇上限額:30万円			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	<input type="checkbox"/> 不特定団体		<input checked="" type="checkbox"/> 個人	
指標設定	設定の考え方	対象となる建築物における耐震補強工事等の実施件数		目標値 5件
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
交付件数	0 件	3 件		
決算額(予算額)	0 円	900,000 円	1,500,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	0 円	900,000 円	1,500,000 円
指標	目標値 (単位)	7 件	5 件	5 件
	実績値 (単位)	0 件	3 件	
	達成率	0.0 %	60.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	・対象となる住宅の築年数が40年を超えており、申請及び交付件数が少ない状況である。 ・目標値には達しないが、耐震化に寄与するとともに、無料の耐震診断事業と合わせ、補助及び広報の継続が耐震化の必要性の認知につながっている。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、当面の間、現行どおり継続する。 ・広報活動を継続する中で、耐震化の必要性を認知してもらい、利用の促進を図る。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	-
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乘せしていないか。	-
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	-
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	-

※確認欄 ○：適合、×：不適合、-：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	個人住宅耐震補強工事費等補助金(耐震補強工事)			
事務事業名称	とうかい防止事業	事務事業コード	2144-1	
所管	建設	部	建築住宅	課 建築 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	-	
根拠法令等名称	佐久市木造住宅耐震補強事業補助金の交付等に関する要綱		法令種別	要綱
始期	平成 18 年度 (経過年数 19 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 7 年度
目的	地震に対する建築物の安全性の向上を図ることにより災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的に、特定住宅リフォーム補助金(耐震改修促進リフォーム)と合わせて補助金を交付することで耐震化を促進する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	◇対象経費:耐震診断事業実施要綱の規定による耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の建築物について耐震性を確保するために行う耐震補強工事又は現地建替え工事に対する費用 ◇補助率:4/5◇補助割合:国1/2、県1/4、市1/4◇上限額:115万円			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	<input type="checkbox"/> 不特定団体		<input checked="" type="checkbox"/> 個人	
指標設定	設定の考え方	対象となる建築物における耐震補強工事等の実施件数		目標値 5件
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
交付件数	0 件	3 件		
決算額(予算額)	0 円	3,000,000 円	5,750,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	2,250,000 円	4,312,500 円
	一般財源	0 円	750,000 円	1,437,500 円
指標	目標値 (単位)	7 件	5 件	5 件
	実績値 (単位)	0 件	3 件	
	達成率	0.0 %	60.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	・対象となる住宅の築年数が40年を超えており、申請及び交付件数が少ない状況である。 ・目標値には達しないが、耐震化に寄与するとともに、無料の耐震診断事業と合わせ、補助及び広報の継続が耐震化の必要性の認知につながっている。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	・広報活動を継続する中で、耐震化の必要性を認知してもらい、利用の促進を図る。 ・国県等連携補助金であるため、国県の制度改正の際は、見直しを検討する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	-
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	-
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	-
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	-
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	-

※確認欄 ○：適合、×：不適合、-：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	個人住宅耐震補強工事費等補助金(ブロック塀等撤去事業)			
事務事業名称	とうかい防止事業	事務事業コード	2144-1	
所管	建設	部	建築住宅	課 建築 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)	種別	-	
根拠法令等名称	佐久市ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	令和元年度(経過年数 6年)	終期設定	(有・無)	終期 令和7年度
目的	市民の生命及び財産を地震等によるブロック塀等の倒壊から保護するため、ブロック塀等の撤去又は改修等を行う者に対して補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	①ブロック塀等撤去・改修◇対象経費:高さ80cm以上のブロック塀等を撤去するか、50cm以下に改修を行う工事に対する費用◇補助率:1/2◇補助割合:国1/2、市1/2◇上限額:10万円			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体		<input checked="" type="checkbox"/> 個人	
指標設定	設定の考え方	交付対象となるブロック塀等について、撤去・改修を実施した件数		目標値 20件
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
交付件数	5 件	8 件		
決算額(予算額)	376,000 円	645,000 円	2,000,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	188,000 円	322,000 円	1,000,000 円
	一般財源	188,000 円	323,000 円	1,000,000 円
指標	目標値 (単位)	20 件	20 件	20 件
	実績値 (単位)	5 件	8 件	
	達成率	25.0 %	40.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年、2年度の状況を踏まえ、高い目標値に変更したものの、交付件数が落ち込み、令和3年度からは、目標値を達成していない。しかし、行政目的達成のための手段として妥当性がある。 市民の生命及び財産の保護に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度をもって、利用が少ない生垣設置に対する補助を廃止するとともに、実態に合わせて上限額を引き上げる見直しを行ったところであり、当面の間、現行どおり継続する。 国県等連携補助金であるため、国県の制度改正の際は、見直しを検討する。 広報活動を継続する中で、ブロック塀等の点検及び撤去等の対策の必要性を認知してもらい、利用の促進を図る。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】